

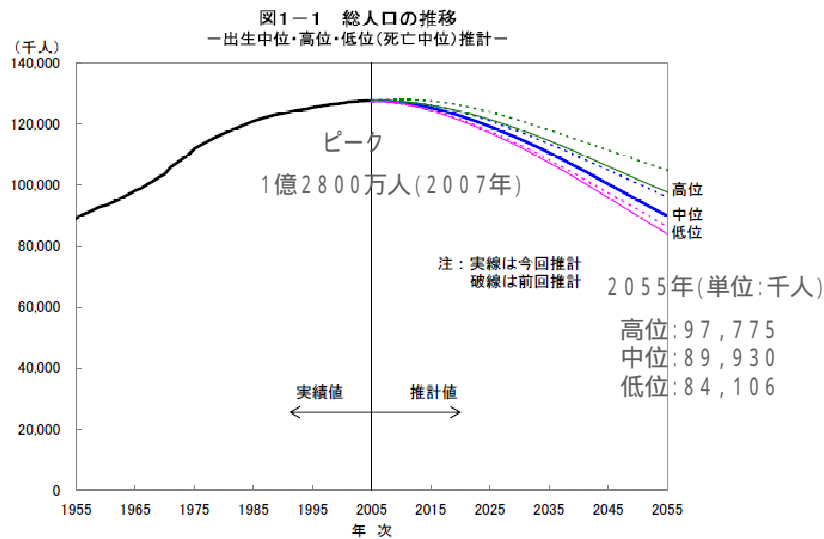
日本で働く外国人の在留資格

1. 入管政策を巡る議論:人口減少社会と定住型移民政策
 2. 契約形態による在留資格パターン
 3. 家族の在留資格パターン
 4. 外国人社員の日本定住
- 参考:在留資格一覧

2008.2.1

1. 入管政策をめぐる議論：人口減少社会と定住型移民政策

2005年の出生率1.2601の場合、2055年に日本の人口は8900万人に。(H18.12月推計値)



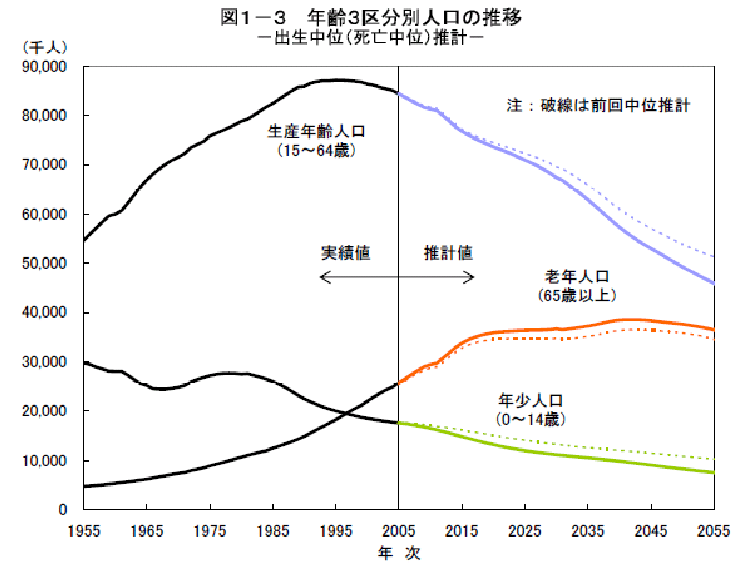
2055年出生率仮定値

高位: 1.5462

中位: 1.2640

低位: 1.0630

2005年出生率1.2601 (合計特殊出生率: 1人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標。2.07人の子供を生めば人口の水準が保たれると考えられている。)



2055年死亡中位仮定(平均寿命) 男83.67、女90.34

2005年平均寿命 男78.53、女85.49

外国人入国超過数

2055年推定 75,079人

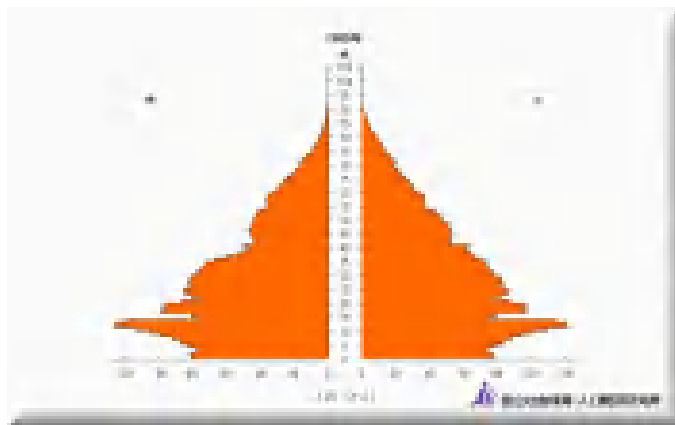
2005年実績 52,352人

出典:「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 平成18(2006)年~平成67(2055)年」

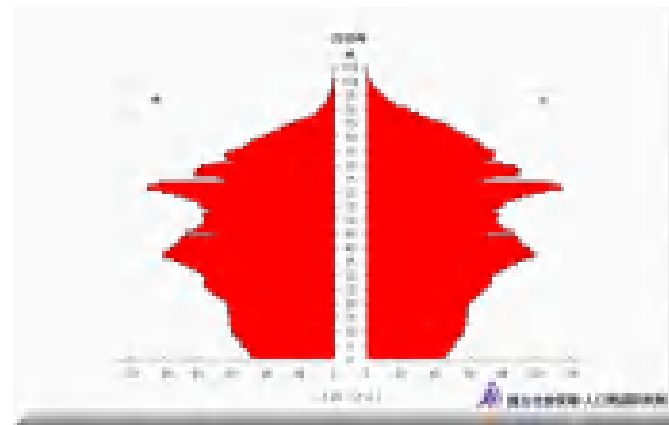
国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest03/newest03.asp>

1. 入管政策をめぐる議論：人口減少社会と定住型移民政策

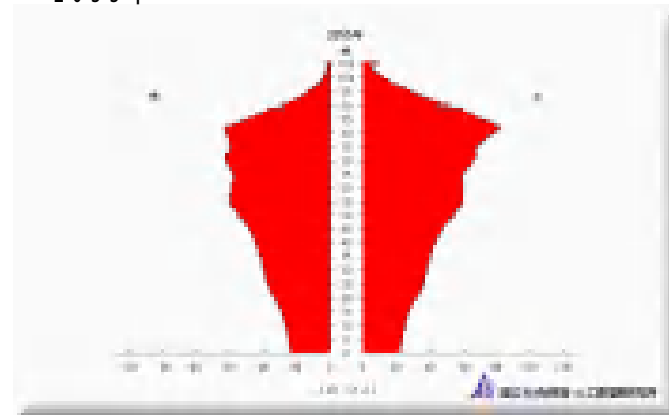
1965年



2010年



2055年

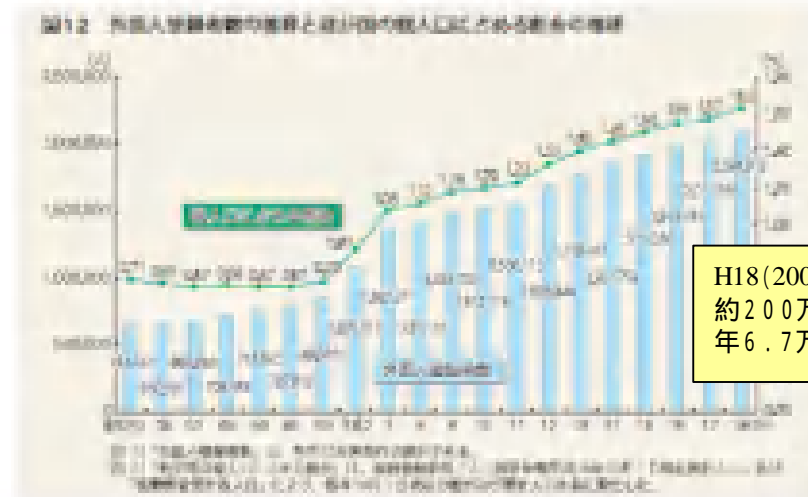
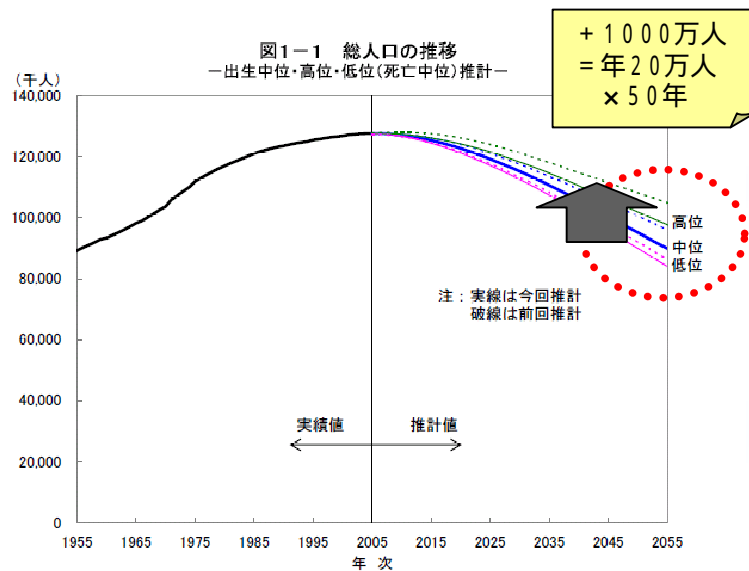


出典：人口ピラミッドデータ(国立社会保障・人口問題研究所)
<http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/pyra.html>

1. 入管政策をめぐる議論：人口減少社会と定住型移民政策

元東京入管局長 外国人政策研究所長の坂中英徳(ひでのり)氏は、今後50年で1000万人の外国人受入を提言。ただし、治安維持・多文化共生の視点から、出稼ぎ帰国型ではなく、定住型移民。

50年間で1000万人は単純平均年間20万人。人材育成・日本語教育等の体制が必要。
1996年～2006年の10年の外国人増加数平均は年間約6.7万人であり、約3倍の受入となる。

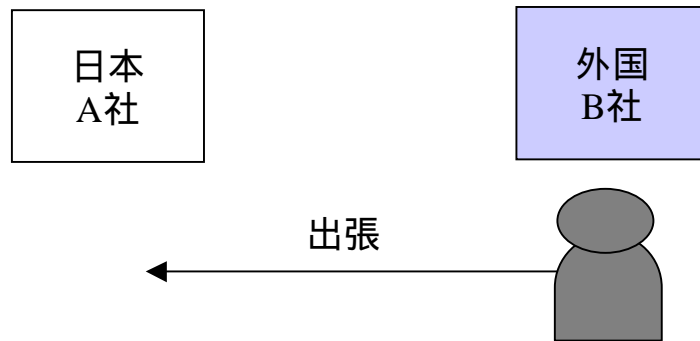


左グラフ出典「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 平成18(2006)年～平成67(2055)年」
国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest03/newest03.asp>
右グラフ出典「平成19年版出入国管理」(法務省入国管理局)
http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/japan_h19.htm

2. 契約形態による在留資格パターン

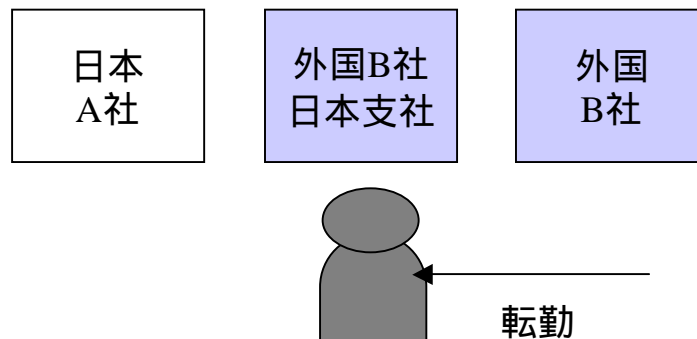
1) 外国人が**外国法人**に雇用されている場合

打合せ目的で短期間来日



「短期滞在」
(90日、30日、15日)

外国法人の日本支社(=外国法人)に転勤



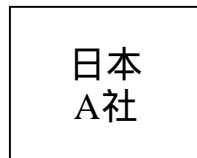
「企業内転勤」

日本の勤務先は、日本支社以外に
同一企業ではないB社の親会社や
子会社も含まれます。

2. 契約形態による在留資格パターン

2) 外国人が**日本法人**に雇用されている場合

技術者、ビジネスマンの場合



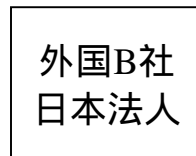
経営者: 「投資・経営」

技術者: 「技術」 (理系大卒 or 実務経験10年)

その他: 「人文知識・国際業務」

(文系大卒 or 実務経験10年 or 通訳経験3年)

外国法人の日本現地法人(= 日本法人)に転勤



転勤

「企業内転勤」

B社で1年以上勤務

かつ「技術」「人文・国際」

3. 家族の在留資格パターン

外国人の世帯主が**日本法人**に雇用されている場合の、外国人家族の在留資格



世帯主



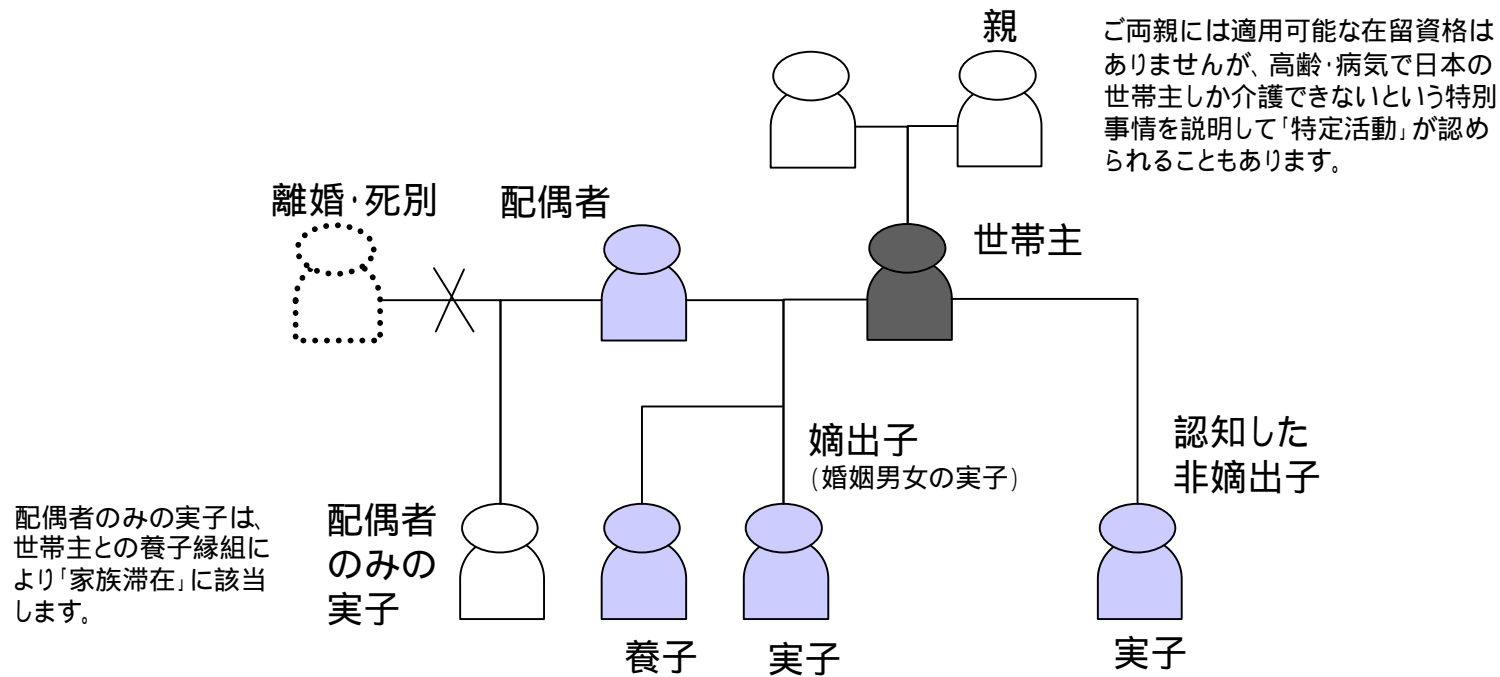
扶養家族(配偶者、実子、養子、認知非嫡出子)

経営者:「投資・経営」

技術者:「技術」

その他:「人文知識・国際業務」

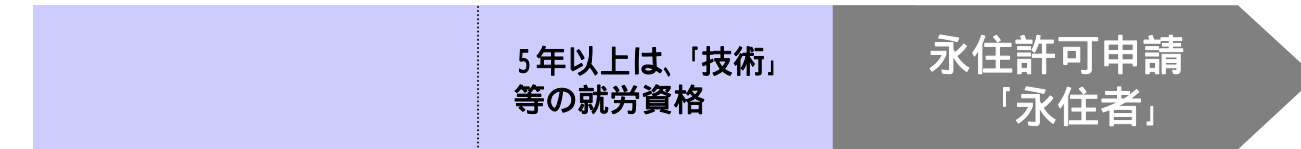
「家族滞在」 就労は原則不可。資格外活動許可が必要。



4. 外国人社員の日本定住 : 永住、帰化のための居住期間

永住は外国籍を維持しつつ、
在留期間のみ無期限となる。

10年



居住期間要件、 素行要件、 独立生計要件、
無犯罪要件、 最長在留期間要件

来日

5年



居住条件、 能力条件(二十歳以上)、
素行条件、 生計条件、 二重国籍防止条件、
憲法遵守条件

来日

3年



簡易永住(婚姻3年、在日1年):要件
簡易帰化(婚姻3年、在日1年):条件

は不要
は不要

日本人と結婚 来日

参考. 在留資格一覧 (その1)

1. 在留資格として認められた就労活動のみ認められる在留資格

No.	在留資格	該当例	在留期間
1	外交	外国政府の大使等とその家族	外交活動を行なう期間
2	公用	外国政府の職員等とその家族	公用活動を行なう期間
3	教授	大学教授、講師など	3年または1年
4	芸術	画家、作曲家、著述家など	3年または1年
5	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師など	3年または1年
6	報道	外国の報道機関の記者、カメラマンなど	3年または1年
7	投資・経営	企業の経営者、管理者など	3年または1年
8	法律・会計業務	弁護士、公認会計士など	3年または1年
9	医療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師など	3年または1年
10	研究	政府関係機関や企業等の研究者	3年または1年
11	教育	小中高校の語学教師など	3年または1年
12	技術	IT、機械工学等の技術者	3年または1年
13	人文知識・国際業務	技術者以外のビジネスパーソン、通訳・翻訳家など	3年または1年
14	企業内転勤	外国事務所から日本事務所への転勤者	3年または1年
15	興行	歌手、ダンサー、俳優、プロスポーツ選手など	1年、6ヶ月または3ヶ月
16	技能	外国料理の料理人、貴金属加工職人、パイロットなど	3年または1年

参考. 在留資格一覧 (その2)

2. 就労が認められない在留資格 (就労には資格外活動許可が必要)

No.	在留資格	該当例	在留期間
1	文化活動	日本文化の研究者など	1年または6ヶ月
2	短期滞在	観光、短期商用、親族・知人訪問など	90日、30日または15日
3	留学	大学・短大・高等専門学校等の学生	2年または1年
4	就学	日本語学校・高等学校・専修学校等の学生	1年または6ヶ月
5	研修	企業研修生	1年または6ヶ月
6	家族滞在	「短期滞在」「就学」「研修」「特定活動」「外交」「公用」を除く在留資格をもつ外国人が扶養する配偶者・子	原則、該当家族の扶養者と同じ期間 (3年、2年、1年、6ヶ月または3ヶ月)

3. 就労可否は指定内容による在留資格

No.	在留資格	該当例	在留期間
1	特定活動	難民申請者、技能実習生、ワーキングホリデーなど	3年、1年または6ヶ月。または1年を超えない範囲で法務大臣が指定する期間。

4. 身分・地位に基づく在留資格 (就労制限なし)

No.	在留資格	該当例	在留期間
1	特別永住者	在日外国人の方の中でも、終戦前から日本に居住している朝鮮半島、台湾出身の方でサンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している外国人の方とその子孫の方々	無期限
2	永住者	法務大臣から永住許可を受けた外国人	無期限
3	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	3年または1年
4	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、永住者・特別永住者の日本で出生し、引き続き日本に在留する実子	3年または1年
5	定住者	インドシナ難民、日系2世・3世・4世と配偶者など	3年または1年